

催し・講座

5月講座 さがまちカレッジ

詳細は講座案内チラシ(各市民センター、各市立図書館(堺を除く)等で配布)をご覧ください(さがまちコンソーシアムHPでダウンロードも可)。

●**アジア史を語る絵画作品** 18世紀~19世紀後半に描かれた視覚的資料を通してアジアと日本の当時の真の姿を見ていきます。

☎18歳以上の方 ☎5月10日(出)午後1時30分~4時45分 ☎ユニコムプラザさがみはら(相模原市) ☎多摩大学経営情報学部特任教授・安田震一氏 ☎25人(抽選) ☎費2000円

●**歌って ハモって Smile!Smile!Smile!〈春〉** 唱歌や季節の歌、なじみの歌を生ピアノの伴奏に合わせて歌います。合唱曲にも挑戦します。

☎5月24日(出)、6月8日(出)、21日(出)、午後2時~4時、全3回 ☎なるせ駅前市民センター ☎元玉川大学通信教育部助教・千葉佑氏 ☎70人(抽選) ☎費3000円

☎講座案内チラシ裏面の受講申込書に記入し、4月16日までに郵送(必着)またはFAXでさがまちコンソーシアム事務局へ(さがまちコンソーシアムHPで申し込みも可)。定員に達しない場合は、引き続き募集します。

☎事務局 ☎042-703-8535、町田市生涯学習センター ☎728-0071

野津田公園

●植物観察教室

☎小学4年生以上の方(保護者同伴の場合は小学4年生未満の参加も可)、大人1人での参加も歓迎 ☎

4月19日(出)午前9時~正午 ☎(有)植生技術・石森佳子氏 ☎20人(申し込み順) ☎費中学生以上500円、小学生300円(保険料・材料費込み) / 未就学児は1人まで無料(2人目からは300円)、保護者も参加費が必要です ☎4月1日午前9時から電話で同公園(☎736-3131、受付時間=午前9時~午後5時)へ。

町田市民文学館 紙芝居・大人の時間

大人のための紙芝居上演会です。

☎4月4日、6月6日、7月4日、8月1日、9月5日、いずれも金曜日午前10時30分~11時30分(開場は午前10時) ☎同館2階大会議室 ☎上演町田かみしばいサークル「ふわふわ座」 ☎各40人(先着順) ☎同館 ☎739-3420

無料特別公演 音楽座ミュージカル リトルプリンス

市内外で活躍している音楽座ミュージカルによる公演です。障がいのある方や未就学児を連れた家族も気兼ねなく参加できるように、離席自由、歩き回ることができる、声を上げて構わない、照明が明るいなどの配慮を講じた公演です。申込方法等の詳細は、市HP(右記二次元コード)をご覧ください。

☎5月25日(出)午後1時30分開演 ☎町田市民ホール ☎文化振興課 ☎724-2184

日曜朝市

市内の認定農業者が作った町田産の新鮮な野菜等を販売します。

☎4月6日(出)午前7時30分~8時10分(売り切れ次第終了) ☎教育センタ



一駐車場

☎農業振興課 ☎724-2166

認知症カフェ(Dカフェ)

認知症の方や家族、支援者などが気軽に集まり、情報交換や交流を行う場です。

●オンライン開催

☎4月16日、5月21日、6月18日、いずれも水曜日午後1時~3時 ☎参加方法 ZoomでミーティングID(73130266964)・パスコード(dcafe)を入力し、入室(右記二次元コードで入室も可) / サテライト会場での参加を希望する場合は、事前にお問い合わせください。



●**対面開催** 参加者多数の場合、営業の都合上、参加いただけないこともあります。また、飲食代は自己負担です。

☎①4月4日(出)、5月7日(出)、6月2日(出) ☎②4月21日(出)、5月26日(出)、6月20日(出) ☎③4月7日(出)、5月12日(出)、6月13日(出) ☎④4月18日(出)、5月23日(出)、6月16日(出) ☎⑤4月30日(出)、5月30日(出)、6月27日(出) ☎⑥5月2日(出)、6月4日(出) / 午前10時~正午 ☎①スターバックスコーヒー町田パリオ店(森野1-15-13) ②スターバックスコーヒーぼっぼ町田店(原町田4-10-20) ③スターバックスコーヒー南町田グランベリーパーク店(鶴間3-4-1) ④スターバックスコーヒー多摩境店(小山ヶ丘3-2-8) ⑤スターバックスコーヒー町田金森店(金森3-1-10) ⑥スターバックスコーヒー鶴川店(能ヶ谷1-5-1)

☎認知症の方や家族、支援者等

☎高齢者支援課 ☎724-2140

令和7年度の後期高齢者医療保険料について

☎個別のご相談・個人情報を含むこと=保険年金課 ☎724-2144、制度のこと=広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519 (IP電話の方は ☎03-3222-4496)

後期高齢者医療制度の保険料は、病気やケガをしたときの医療費などの支払いに充てるため、医療費総額の一定割合を被保険者の方に納めていただくものです(医療費の負担の内訳は図1を参照)。保険料率は2年ごとに見直され、東京都内で均一となります。

【令和7年度の保険料率】

令和6年度から均等割額は変更ありません。所得割率は、すべての方が9.67%となります(図2)。

【保険料の軽減について】

所得の低い方に対する保険料の軽減を実施しています。なお、軽減の適用には所得の申告が必要となる場合があります。

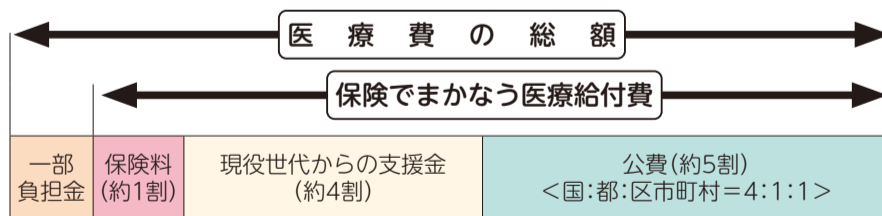
○均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています(表1)。

○所得割額の軽減(東京都後期高齢者医療広域連合独自の政策)

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。令和6年度から変更はありません(表2)。

図1 医療費の負担の内訳



皆さんに納めていただく保険料

皆さんが医療機関等の窓口で支払った自己負担分

図2 令和7年度の保険料率

均等割額 被保険者1人当たり 4万7300円 + 所得割額 賦課のもととなる所得金額^{※1} × 9.67% = 年間保険料 上限額80万円^{※2}

※1 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2400万円以下の場合は43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。
 ※2 令和6年度の限度額が73万円だった方は、激変緩和措置の終了に伴い、賦課限度額が80万円となります。

○被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。なお、低所得による均等割額の軽減(表1)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

【保険料の納め方について】

次に該当する方は、一定期間は普通徴収(納付書による納付)となります。①75歳になった方または65~74歳で一定の障がいがあると広域連合から認定された方②上記の資格を有して、他の区市町村から転入した方その後、公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回当たりに受け取る年金額の2分の1以下の方は、特別徴収(公的年金から天引き)に自動的に切り替わります。

特別徴収の対象とならない方は、普通徴収(納付書による納付)もしくは手続きにより「口座振替」による納付が可能です。納付忘れの心配がなく、便利な口座振替をぜひご利用ください。

※国民健康保険税の口座振替は引き継がれません。改めて口座振替の申し込み手続きが必要です。詳細はお問い合わせください。

表1 均等割額の軽減の概要

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+(年金または給与と所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金または給与と所得者の合計数-1)×10万円+(30万5000円×被保険者の数)以下	5割
43万円+(年金または給与と所得者の合計数-1)×10万円+(56万円×被保険者の数)以下	2割

※65歳以上(令和7年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。
 ※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。
 ※世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います。
 ※年金または給与と所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者及び世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

表2 所得割額の軽減の概要

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%